

「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の延長に関する意見書

「駐留軍関係離職者等臨時措置法」は、米軍基地の撤退等にもなって多数の離職者が特定の地域において発生することをふまえ、その離職者対策を目的に昭和33年に制定されました。この間、同法は、昭和48年の関東計画に基づく立川基地等の返還・統合に伴って生じた多数の離職者対策をはじめ、必要に応じた施策を講じつつ5年毎の期限延長を続け今日に至っております。

ご承知の通り、駐留軍雇用は、米国の軍事戦略や国際情勢に影響を受けるなどの特殊な職場環境下にあり、本質的には不安定雇用という立場に置かれています。在日米軍再編に伴う雇用問題が懸念される中であって、駐留軍労働者の離職者対策は、これまで以上に「駐留軍関係離職者等臨時措置法」に基づく対策が不可欠であります。

よって立川市議会は国に対し、平成30年5月16日に期限切れをむかえる同法の再延長を要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年6月22日

立川市議会
議長 伊藤幸秀

関係機関あて